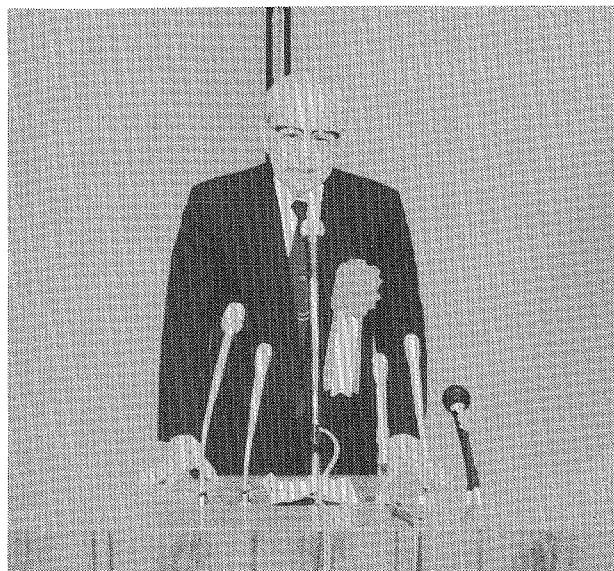


● **憲法を改めて**
時代を刷新しよう!



■題字は岸信介元総理

憲法

第22回 自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議



今の憲法をどう改定するのか

国会改革のための 改憲試案

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

独立国の体裁をなしていない
日本国憲法
清原 淳平

— あなたは植民地憲法に甘んじるのか —

●いわゆる「平和憲法」なるものは、独立国の憲法の体裁とはいえず、非独立国、つまり、他国の植民地としての憲法、あるいは国際信託統治下の属領憲法の体裁であることを、詳しく論証し、次いで今の第九条に代表される植民地憲法の体裁を、どうすれば、真の独立国憲法の体裁に変えることができるかにつき、四カ条にわたって具体的な改正条文を提示し、くわしい解説も付した。 ■発行 時代を刷新する会 / 定価・千共千円

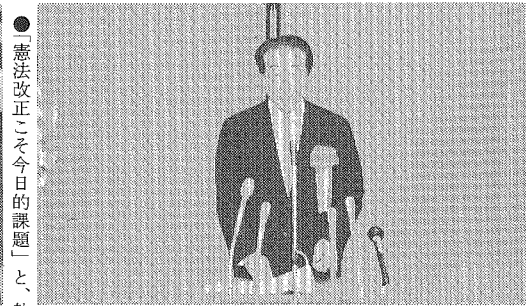
●現行憲法をどう改めるかという多くの問題点の中から、外国の例なども参考にしつつ、国会改革に関する改憲試案がまとめられている。即ち、両議院の組織、衆議院議員の任期、常会について、それぞれどう改めるべきかが、分かり易く提示された。昨年度発表の「政治改革のための改憲案を提唱する」(定価六百円千七十二円)とあわせ、ここに待望の、「国会」の章についての改正試案が完結した! 定価三百円千七十二円

●憲法改正のための具体的指針!

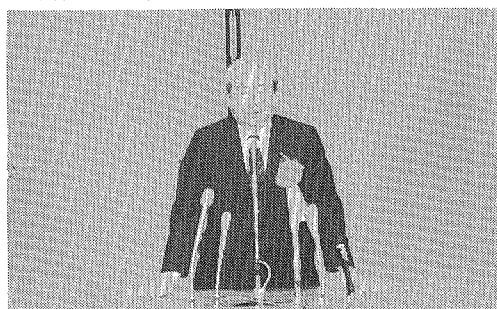
御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替東京 6-022879



▲木村睦男会長。



▲森下元晴理事長。



▲板垣 正自民党代表。



▲戸塚進也推進委員長。

●憲法改正こそ今日の課題」と、熱弁が続く。



▲壇上、向かって左、主催者側。



▲例年のことながら、定刻前に満席となった会場風景。



▲壇上、向かって右。各界からの代表が着席。

国歌斉唱 (二回)ピアノ伴奏	司会 事務局長 清原 淳平 鈴木 昌子	1
一、開会の辞	自主憲法制定国民会議理事長 元衆議院議員・厚生大臣 森下 元晴	1
二、会長挨拶	自主憲法期成議員同盟 会長 木村 睦男	2
三、自由民主党 代表挨拶	参議院議員 板垣 正	6
四、推進委員長 挨拶	自主憲法期成議員同盟推進委員長 戸塚 進也	8
五、来賓紹介、激励電報披露		
六、発 表		
○国会改革の具体案と第九条の改正案 憲法学会常務理事・駒沢大学法学部教授	竹花 光範	11
七、特別講演		
○憲法改正の今日的意義	評論家、元東大教授 西部 邁	14
○自主憲法制定は当たり前 ——自民党よ、なぜ憲法を改めないのか——	政治評論家 細川隆一郎	19
八、大会決議	大会運営委員 山本 幸彦	22
九、閉会の辞	大会運営委員、前参議院議員 堀江 正夫	29
十、万歳三唱	大会運営委員、元衆議院議員 古川 丈吉	



▶参会者一同起立して、開会前の国歌斉唱。立錐の余地もない会場に熱気があふれる。



●開会の辞

今年こそ、

実りゆたかな改憲運動を！

自主憲法制定国民会議理事長
元衆議院議員・厚生大臣

森 下 元 晴

ただ今より、第二十二回自主憲法制定国民大会を開催いたします。本年も、こうして全国各地から、各界各層の方々がた、とりわけ若い世代の諸君が大勢ご参集下さいましたことに対し、この運動の正しさと意義を改めて感じながら、深く敬意と感謝を捧げるものとございます。(大きな拍手)

さて、今回の国民大会では、国会改革についての具体的な改憲案の提示と、最近議論の的になっていく日本国憲法第九条の見直し、この二つを柱といたしました。

はじめの国会改革の改憲案について申し上げますと、私どもは毎月、学者・国会議員・民間三者合同の自主憲法研究会を開いておりますが、ここ二年間は政治改革、国会改革のための改憲案作成を検討課題として参りました。昨年の大会では、そのうちの政治倫理に関する具体的条文を発表いたしました。本年はそれに続き、現行憲法の国会の章の条文の中で、不都合な箇所を指摘し、その改正試案を

お示しするわけでございます。(盛んな拍手)

次に、先の湾岸戦争をめぐって、わが国の対応が遅れ、国際社会から不評を買うような結果になったのは、憲法第九条に原因があるという問題でございます。お手もとにお配りしました『独立国の体裁をなしていない日本国憲法』という小冊子には、第九条のどこに、いかなる問題があるのかを、分かりやすく解説し、さらに第九条の具体的改正条文の試案も提示してございます。これらにつきましては、駒沢大学の竹花光範教授からご解説を頂きます。(拍手)

さらに本日は特別講演があり、評論家として、論壇にテレビにと大活躍されている、細川隆一郎先生、西部邁先生のお二人に、大いに熱弁をふるって頂きます。(拍手)

本日の憲法記念日にあたり、国の基本問題とも申すべき憲法について、じっくり考えて下さいませようお願ひ申し上げ、開会の言葉とさせていただきます。(大拍手)

●【独立国の体裁をなしていない日本国憲法】をご購入ご希望の方は、当団体事務局(裏表紙参照)までお申し込み下さい。



●会長挨拶

国民合意のもとに、 日本国憲法の見直しを！

自主憲法期成議員同盟 会長 木村 睦 男
自主憲法制定国民会議 元運輸大臣・参議院議長

本日は、新憲法が施行されて四十四年目の記念すべき日に当たります。(盛大な拍手起こる)

四十六年前、昭和天皇のご英断により、わが国はポツダム宣言を受諾し無条件降伏を致しました。そして、その後の混乱の中で、時の政府は憲法改正に着手したのであります。その憲法の原案は、申すまでもなく連合軍最高司令官マッカーサー元帥から手渡されたものであります。

このように、日本国憲法はわが国の主権が制限を受けていた占領中という、異常の時に制定されたのであります。当時としては、日本人はよく困苦欠乏に耐え、よく働く優秀な民族であるから、いつの日か国力の回復とともに再び立ち上がって侵略行為を犯すかもしれない、この際領土を狭ばめ、死一等は減じてやるが、再び不逞な野望を起こすことなく、いつまでもおとなしく唯細ぼそと生き延びよということに、

占領政策の基本がありました。新憲法制定の発想はそこから出ていると言っても言い過ぎではありません。ここで、私が最も残念に思いますのは、それから四十数年の間、今日までわが国わが国民がこれに対し、時宜に適した対応ができず、一度も憲法が改正されなかったことでもあります。(共感の拍手)

昭和二十六年安保条約が締結され、わが国が独立国として解放されて以来、わが国の平和と安全は専らアメリカの手に委ねられ、その間わが国はあげて経済復興と国民生活の向上、科学技術の振興に専念したのであります。その結果、今日経済的には先進国の中の優等生となり、アメリカにも勝る経済力を蓄えるに至ったのであります。その間、世界の情勢は刻々に変化し、東西間の緊張緩和、ソ連はじめ社会主義国の民主化の動きなど、曾てない大変化の時代を迎えたのであります。にも拘らず、わが国は、占領中に制定された憲法の下で、半独立国の保護国のような甘えの中から抜け切っていないのであります。

憲法の前文には、わが国が国際社会に於いて、名誉ある地位を占めたいという願望がうたわれており、また、わが国のこのみに専念して、他国を無視してはならないとも書いてあるのにも拘らず、現実はありませんにもこれとかけはなれているのは、甚だ遺憾であると言わざるを得ないのであります。(拍手)

本年一月、イラクのクウェートに対する不法な侵略を排除するため、アメリカを中心とした多国籍軍が国連安全保障理事会の決議を受け、武力行使の挙に出た、いわゆる湾岸戦争が始まったのであります。わが国の憲法は戦力を持つことも、戦力を行使することも禁止しているため、このような場合にも、国連加盟国の一員としての義務を忠実に履行することができなかつたのであります。せめて、この戦争の犠牲者である難民の輸送に協力しようと、自衛隊機の使用を考えましたが、これも実現不可能となり、そのうち戦争は終結したのであります。その間、わが国は総計一三〇億ドルの資金協力を致したのであります。他の加盟国が汗を流し、また血も流して活動したのに対し、わが国は戦争終結後、ペルシャ湾内の浮遊機

雷を排除するため、自衛隊による掃海艇の派遣に踏み切り、一部の政党が反対する中で、ようやく行動による協力ができたのであります。

ここに至るまで、国会では憲法第九条を中心に、盛んに議論が行われましたが、遂に国論の一致が見られず、すべての点で迅速な対応が遅れたことは、遺憾というほかありません。このようになっていたらくでは、わが国が国際社会において、名誉ある地位を占めたいという願望も、自国の事のみで専念し、他国を無視することのないようにとの決意も、全く色褪せた感を呈したのであります。(拍手)

日本国憲法が平和憲法といわれ、とくに第九条の交戦権の放棄はその象徴となり、これが護憲運動の大きな旗印となっておりますことは、ご承知の通りであります。しかし、国の武力行使は、単に領土拡張を目的とするような侵略行為のみに限られるものではありません。今回の国連決議による湾岸戦争のように、不法な侵略行為を排し、世界の平和と安全を護るための国際正義を実現するための戦いもあるものであります。これに対し、わが国が憲法を理由に十分な協力ができなかったということは、世界の平和に寄与せんとする国際国家としての名に背くものでありまして、憲法を盾に、いつまでもこの問題を避けて通ることは許されないのであります。(そうだ！の声起る)

戦争のない平和な国際社会の実現こそは、まさに地球上に住む全人類の永遠の理想であります。今回の湾岸戦争のように、ある国に対し不法な侵略行為があった場合、侵略を受けた国は自衛のために、また、国連加盟国の一員としては、世界全体の平和維持という国際正義実現のために、集団安全保障の立場から、武力に訴えてもこれを排除することは当然のつとめでありまして、かように考えますと、そもそも交戦権とは、国家存立に必要な基本権でありまして、法の理念としては、国家主権に属するものであると考えます。現実に交戦権を行使するという政治的判断による行動とは別個のものでなければなりません。したがって、

交戦権そのものを放棄するということは、自衛権を放棄することにも通ずる重要な問題なのであります。

また、建国以来連綿と続いて固有の文化を築き、今日に至ったわが国の基本法が日本国憲法である以上、それには国の歴史、伝統、文化が反映していなければなりません。また、民族の連帯感のもとに、協力と融和の精神がにじみ出ていなければなりません。さらに、国民としての大切な道義感や愛国心の涵養につながるものでなければならぬと思えます。(大拍手)

このような観点から、わが国の将来を考えつつ憲法の各条文を見ますと、天皇の地位を初めとして、立法、司法、行政、教育、宗教、財政等にわたり、検討すべき多くの問題があることを指摘せざるを得ません。さらに、憲法の中の用語や表現方法に至っては、適切でなかったり、難解の箇所が多く、もつと平易で分かり易い表現に改めるべき必要が痛感されながら、今日まで一回も改められることなく、四十年余りの歳月が流れたのは驚くべきことであります。その間、わが国の経済はじめ国力の復興は、まことに目覚ましく、科学技術の振興も著しく、まさに世界注視的的となるに至りました。二極分化のまま冷戦状態が続いていた世界は、東西ベルリンの壁の崩壊とともに、社会主義から自由と民主主義を基調とした自由主義体制への移行が始まり、二十一世紀に向かって新しい歴史が開かれようとしております。われわれは激動する世界にあつて、国際社会に占めるわが国の使命に、深く思いを致さなければなりません。

今や、二十一世紀を目前にして、新しい時代にふさわしい国家理念のもとに、四十数年前に占領時代につくられたままの日本国憲法を、国民合意のもとに見直す時が到来したことを強く訴えると共に、とくに本日お集まりの次の世代を担う、青年、学生諸君に期待するところ、まことに大なるものがあります。

本日は、憲法記念日の意義深い日にあたり、幸い各位のご理解ご協力を賜り度く、ご挨拶といたします。

(盛大な拍手続く)



●自由民主党代表挨拶

自主憲法制定こそ、 自民党の一貫せる党是！

参議院議員 板垣 正

本日ここに、第二十二回自主憲法制定国民大会が、このように盛大に開催されましたことは、湾岸後の国際情勢が、なお予断を許さない状況下において、極めて意義深いものがある、ご同慶の至りに堪えません。(拍手)

また、とかく問題の多い現行憲法の改正、自主憲法制定についての、木村睦男会長はじめ関係各位の多年にわたるご尽瘁に対し、また、東京のみならず、全国各地からはるばるご臨席の皆様がたのご熱意に対し、衷心から敬意を表してやまない次第でございます。(大拍手)

この大会を主催された自主憲法制定国民会議、ならびに自主憲法期成議員同盟の両団体におかれましては、学者、民間有識者との合同の下に、かねてから、わが国最大の懸案である憲法改正問題について絶え間なく研鑽に努められ、昨年は政治倫理問題、本年は国会改革についての具体的改

憲案を提示されるなど、着々とその成果を挙げられるとともに、しばしば国家の重要政策に関して、極めて建設的にして権威あるご提言を重ねられているところであります。まことに敬服に堪えません。(拍手)

さらに、自主憲法制定のためのこの運動を、常に時代を先取りし、「時代を刷新する世直し運動」として位置づけられ、幅広い国民運動として展開されておりますことは、ともすれば乱れがちな社会風潮の中で、毅然として大和民族の真髄を発揮して来られたものと、高く評価いたしますとともに、心から敬意を表する次第でございます。(拍手)

さて、先頃は湾岸戦争に直面して、わが国の戦後体制の枠組みとされてきた、いわゆる「平和憲法」なるものが、いかに時代から遊離しているか、また、いかに国際社会の常識からはずれているか、さらには、わが国の当面してい

るきびしい現状からも、いかにかけ離れたものであるかが、白日の下にさらされたことは、皆様ご承知の通りでございます。(そうだ！の声、拍手起る)

こうして、あの湾岸危機を通じて世界各国が、来るべきポスト冷戦後の、新しい世界秩序を摸索し、国連を中心として新しい世界平和の秩序を求めて行こうという、大きな歴史的転換期に当たり、わが国がなし得たことは、僅かに資金的な協力のみでございます。いかに金額の多さを誇ってみても、国際社会においては、しよせん日本のいわゆる「小切手外交」としての評価しか得られないことは、つとにわれわれが肝に銘じているところでございます。(拍手)

わが国は戦後四十六年目を迎えました。日本国憲法施行から四十四年のその間に、国民一体となって努力を重ね、経済大国として国際社会に大きな影響力を持つに至りました。しかしながら、大事な問題はこれからの国際社会の新しい秩序作りに、いかに適切に対応して行くかでございます。これこそが、正にわが国の存亡を賭けた、基本的課題であると申さねばなりません。(拍手)

そして、言うまでもなく、この問題の根底にありますものは、戦後体制の見直しであり、それは必然的に憲法改正問題につながるわけでございます。今こそ憲法を改めて、新しい積極的なリーダーシップのもとに、わが国の繁栄を求めて行かなければなりません。(拍手)

私ども自由民主党は、結党以来一貫して変わることなく、自主憲法制定を党是として掲げて参りました。(拍手)

今年の党大会において掲げられた平成三年度の運動方針におきましても、もはや憲法問題をタブーとすることなく、国民的な機運の盛り上がりとともに、党を挙げて、前向きな姿勢で憲法問題に取り組むことを明らかにしております。(いいぞ！の声、拍手起る)

皆様もご承知のように、自民党憲法調査会も再開され、歴代総理をお招きして、現行憲法の根本の見直し、その他についてのご意見を伺い、国際社会に対応するわが国のあり方につき、積極的に検討を進めて行く方針を打ち出しております。(拍手)

今や、とうとうたる世論の流れ、改憲への機運の高まる中であって、永田町が一番遅れていると言われるような状況から、直ちに脱皮しなければなりません。(拍手)

最後に、繰り返し申し上げますが、われわれ自由民主党は立党以来の党是に基づき、国民の皆様がたのご期待に応え、今後も真剣に自主憲法制定を目指し、この問題に取り組んで参る決意でございます。(大拍手)

独立国として恥ずかしくない自主憲法制定、憲法改正への国民的機運を高め、指導的役割を果たされているこの大会の成果をたたえ、ともに、憲法改正のための国民運動のいっそうの前進を心からご期待申し上げて、自由民主党代表としてのご挨拶とさせていただきます。(拍手続く)



●推進委員長挨拶

時代遅れの現行憲法を、 幅広く見直そう！

自主憲法期成議員同盟推進委員長
衆議院議員

戸塚進也

昨年の秋から、湾岸戦争に対して、わが国はどうか対応すべきか。また、そのことに関して、われわれ自主憲法期成議員同盟としては、どうあるべきかについて、色々な論議を真剣に重ねて参りました。たびたび開いた推進委員会への国会議員の出席率は、私としては必ずしも満足すべき状態ではありませんでしたが、一つの会合に秘書の方々も少なくとも二十名以上は集まり、熱心に討議に参加して下さったことが、今でも印象に残っております。

その会合でも大いに論議されましたが、国連が正式の決議の下に活動していることに対して、わが国が自衛隊を出動させるということは、現行憲法の下であっても、決して違憲ではないという、明確な解釈を下しました。(拍手)

そして、すくなくとも後方の支援活動などは、国際社会における当然の義務として行っていくべきであると政府にも提言

したときも、日の丸はおろか、日本の「に」の字もなかった。また、アメリカの国会では、「今度の戦争で負けたのは、イラクと日本だ」という国会議員まで現れたそうです。

こういう状況を見れば、現在の憲法の枠組みの中では、国際社会に対する貢献どころか、当然の義務すら果せないことが、はっきり分かります。(大拍手)とにかく現行憲法では無理なんです。何も出来ずに、国際社会の非難を浴びて当然であるという結論が、はっきり出たと申し上げざるを得ません。(拍手)

そこで、われわれ推進委員会としては、当面日本の国を自分で守るための自衛隊を持つということ、この際明確にすることを考えたわけです。ただし、それは他国を侵略したり、武力で威嚇したりするものではないことは、言うまでもありません。同時に、今回のようなことを想定して、国連の決議等により、国連警察軍、国連監視軍などには、その自衛隊を派遣出来ることも、憲法にはっきり明示する。このようにして、国の基本法の中で明確にしておけば、例えばアジアの国々にしても、日本は武力による侵略や威嚇は、絶対にしないということ、かえって安心するでしょう。国際的な貢献のための自衛隊であることが明瞭になれば、アジアの国々の懸念もなくなるはずなんです。皆さん、どうお考えですか。(大拍手)

ただ今は第九条にかかわる話を申し上げましたが、国会

し、結果としてはご承知のように残念なことになりましたが、国連協力が成立するように、後押しをしたわけでございます。その後、中東へ派遣の決まったわが国の医療団が首相官邸で結団式を行い、サウジアラビアに出掛けました。ところが、サウジアラビア政府から、折角来て頂いたけれど、日本の政府からは危険な所では働かせないようにと要請されている。しかし、わが国は全部危ないから、お隣のヨルダンの難民キャンプにでも行って下さいと断られた。そこでヨルダンに回ってみると、ヨルダンには世界中から医師、看護婦の医療団が集まり、既に奉仕活動を始めていて、日本医療団の出る幕はありません。仕方なしに遺跡巡りをして帰って来たというんですね。そんなていたらくですから、アメリカのある大新聞が、世界三十カ国の国旗を入れて、この度はご協力有り難うという記事を掲載

におきましても、衆議院のありかた、参議院のありかたということがやかましく言われております。衆議院は中小選挙区で比例代表制にすべきである。ならば参議院は、もっと画期的な改革をしたい。そうだ、参議院はいっそ推薦制をとろうではないか、と盛り上がったところで、それは憲法違反だの声がかかり、そこでたちどころにストップです。これ以上は議論が進みません。衆・参両議院のありかたについても、この際憲法を見直し、合理的に改めなければ、本当の意味での国会改革なんて夢のまた夢に終わってしまうでしょう。(その通り！の声、拍手)

私は土地問題についても、色々やりましたけれど、いつも現行憲法における私有権の問題がネックになります。私有権というものが絶大であればあるほど、法の裏をかいて莫大な富が得られる。その反面で、弱い立場の人たちが泣いているわけです。憲法を改正しなければ、こういう不条理を正すことが出来ません。自分だけの権利や、あるいははき違えた自由ばかりを主張し、義務も責任も公共性も、すべて欠けているのが今の憲法ではないかと、私はそのように思っております。(共感の拍手、次々に起こる)

先日、某高校の入学式で、ある先生がたった一人で「君が代」を歌ったそうです。プログラムには校長の権限で国歌斉唱と印刷してはあっても、先生も生徒も歌おうとしな

で、こんなことでは困ると思って独唱したというんですね。何と情けない話じゃありませんか。公立の学校の教師が、「君が代」を国歌として歌わない。「日の丸」を国の旗として認めない。こんなことで学生の教育が出来ますか。こんなことで、二十一世紀に向けて、日本が繁栄して行けるでしょうか。(拍手)なぜ、こんなことになるのか。私は、国家観や教育の正しいありかたが、憲法に明確に示されていないからだと考えております。(拍手)

そんな立場から、これからも現行憲法を、ただ第九条だけけでなしに広い範囲で見直し、改正すべき点はどしどし主張して行きたいと決意を新たにしております。(拍手)

世界中の国々の中で、戦後四十六年も経つのに、憲法改正をしていない国は、日本だけであります。したがって、地球上で「護憲、護憲」と騒いでいるのは、日本だけに限るわけです。(拍手)

先日、テレビ朝日の番組で憲法改正の是非を取り上げました。私も夜中の一時から朝六時まで出て、頑張りました。終わり頃に国民各層千人に対する電話アンケートがございました。その結果、全体の七割近い六百九十何人かの人が、憲法改正に賛成という回答を寄せてくれたのです。(拍手)自民党内で改憲論議が高まらない理由の一つは、選挙区で票にならないどころか、タカ派だといわれて票が減るといふ心配があるからです。実はそんなことは杞憂でして、

私はいつの選挙でも自主憲法制定を堂々と公約しておりますが、おかげ様で一度も落選しておりません。(拍手)もう一つは、いくら改憲を叫んでも、現在の厳しい規定では夢物語りだ、空想だと諦めてしまうことです。しかし、果して空想でしょうか。ベルリンの壁ですら崩れる世の中です。あるいは政界再編成だつてあり得ることじゃないでしょうか。言うまでもありませんが、ものごとは諦めたら、その時点で終わりです。(拍手)

最後に申し上げたいのは、われわれ自主憲法推進委員会では、この大会の終了後、約半年ないしは一年をかけたとして、九年前に作られた自由民主党の仮の改憲案を叩き台にして、独自の改正案をまとめて行きたいと考えております。皆様がたにおかれましても、是非応援をして頂きたいと、心からお願ひする次第でございます。(拍手)

本日、これから登壇される細川隆一郎先生は、先ほど述べましたテレビ番組の中で対談の時に、「これから、日本の宰相になる人物は、憲法改正をはっきり標榜出来る人であるべきだよ」というお話がございました。戸塚進也はどう考えても総理大臣候補には、九九・九九%無理と諦めておりましたが、その点から申すならば、百分の幾つかの可能性はあるのかなあ(拍手)と思ひながら、これからも大いに頑張つて参りたいと存じます。一層のご支援をお願ひしまして、私のご挨拶に代えさせて頂きます。(拍手)



● 発 表

国会改革の具体案と

第九条の改正案

憲法学会常務理事
駒沢大学法学部教授

竹 花 光 範

一、国会改革のための改憲試案について

昨年この大会におきまして、「政治改革のための改憲案」を発表いたしました。その後、さらに一年間にわたり、自主憲法研究会で検討を重ね、まとめあげたのが今回の「国会改革のための改憲試案」であります。勿論、憲法の全面改正が可能ならば、もっと思い切った改正案を打ち出すことが出来るのですが、現状では無理ということであり、とりあえず一般国民に比較的理解を受け入れて頂きやすい三カ条についての、部分改正を考えました。(盛大な拍手起ころ)

早速、第四十三条からご説明することにしましょう。

この第四十三条は、現在二つの項からなっております。二項では両院の議員は、「全国民を代表する議員である」

ということと、「選挙された議員」であるという二つのことが同時に定められております。そのため、特に「全国民の代表である」という点が、見逃されがちです。つまり、この条文を読み違えて、国会議員というのは選挙区の代表者のように考えられがちになってしまうということです。

そして、議員はともすれば選挙区のためだけにせつせと働く一方、選挙民の方も、大きな視野の下に国家全体のために働く議員よりも、選挙区の利益につくす議員の方をより強く支持するということになりかねません。それが、いわゆる利益誘導型政治というものを発生させることにもつながるわけです。では、どのように改めたいのかと検討の末、現在の一項をさらに三つの項に分けることにいたしました。まず一項として、次のように両院の議員が全国民の代表者であるということを決めます。

●第四十三条第一項

「両議院は全国民を代表する議員でこれを組織する。」
ちなみに、国会議員が全国民の代表者であるということ
は、近代議会政治の大原則なんです。中世議会では、たと
えばフランスの三部会（僧侶・貴族・平民の三つの身分の
代表者で構成）に見られるように、その議員を選出した母
体の代表にしか過ぎませんでした。したがって、重要な問
題については、選出母体の意向に左右される。これでは困
るので、一旦選挙された以上は、自分の主体的な判断で行
動してこそ、初めて近代的な議会政治が成立するわけです。
新しく定めた二項においては、衆議院議員の選出方法に
ついて、次のように定めます。

●第四十三条第二項

「衆議院は国民によって直接選挙された議員でこれを組
織する。」

世界各国を見ますと、民主的な国家におきましては、二
つの議院を置いている場合、第一院（日本の場合は衆議
院）は、ほとんど例外なく選挙で議員を選んでおります。

次の三項では、参議院議員の選出方法について定めます。
●第四十三条第三項

「参議院は法律の定めるところに従い、国民によって間
接に選挙された議員、ならびに推薦議員によってこれ
を組織する。」

はなく、年に一度でもよかったです。最近のように社
会が複雑化し、世の中のテンポが早くなりますと、やはり
年に二度ぐらいは常会を開かざるを得ないと考えられます。

●第五十二条

「国会の常会は毎年二回これを召集する。」

このように改めました。むろん、会期制はそのまま残し
ておこうというわけで、臨時会や特別会その他を設けるこ
とは、言うまでもありません。

以上の三カ条についての改憲試案を、昨年の大会でご提
案しました四項目の改憲案と合わせ、じっくりご検討頂き
たいと存じます。なお、さらにくわしくは、お手元に配布
いたしました『国会改革のための改憲試案』（裏表紙参照）
をご高覧頂きたいと思えます。

二、第九条についての改正案について

これにつきましましては、皆様に配布いたしました清原淳平
著『独立国の体裁をなしていない日本国憲法』（裏表紙参
照）という冊子をご熟読頂きたいと思えます。これは自主
憲法研究会で、かねてから論議されてまいりましたものを、
著者なりに味つけをしてまとめたものでございます。した
がって、現段階では必ずしも「自主憲法」の意見ということ
ではありませんけれど、ほぼこれまでの議論の成果をまこ

理性の府としての持ち味を出すため、直接選挙制だけで
は無理がありますので、間接選挙制を基本にして、そこに
推薦議員を加えることにしました。また、間接選挙によっ
て選ばれる議員と、推薦議員の比率、あるいは間接選挙の
方法などは、法律の定めゆだねねばよろしいでしょう。

次に、「衆議院議員の任期」について、四年と定められた
第四十五条の問題です。わが国は現在解散制をとっていま
すから、四年という任期は、事実上三年ぐらいになってし
まいます。解散制があつて任期四年以下の場合には、学問的
には短任期と言います。かつては、国民の意志をストレ
ートに政治に反映させるためには、頻繁に選挙が行われた方
がよいと考えられていましたが、最近では議員に身を入れ
て審議してもらおう方が、結局は国民のためにも利益である
というように変わってきました。そこで、とりあえず今回
は任期を五年に延長することを提案した次第です。

●第四十五条

「衆議院議員の任期は、五年とする。但し、衆議院解散
の場合には、その期間満了前に終了する。」

さて、国会の常会については、第五十二条で「国会の常
会は、毎年一回これを召集する」と定められています。し
かし世界的な傾向からすれば、常会二回制というのが多い。
昔は時代の変化がスローでしたし、社会構成も単純でした
から、急いで処理しなければならぬ案件もそれほど多く

とにうまく集約しているということは言えると思えます。
その要旨をかいつまんで申しますと、現行日本国憲法、
特に第九条は、独立主権国家の憲法の規定とは言えず、こ
んな規定をそのままにしている日本国憲法というのは、植
民地憲法、ないしは半独立国憲法と言ふべきではないかと
いうことです。従来は「占領憲法」が代名詞のように使わ
れていましたが、視点を変えて植民地憲法と呼ぶにふさわ
しいことを、わかりやすく論証した点がきわめてユニーク
であり、もつとも評価すべきところであろうかと思えます。

さらに、第九条をどう改めるかについて、「自分の国を
自分で守る体裁にない」植民地憲法性を取り去り、「自分
の国は自分で守る」独立国の体裁に変えることを最大の狙
いとしています。つまり、独立国の憲法にふさわしく陸海
空軍の存在を明記する。その反面、わが国は侵略戦争は行
わないことをはっきりさせるわけです。ただし、日本も独
立国としての自衛権を持つているのですから、他国からの
侵略には自衛戦争を行うことが出来るのは当然であり、国
連加盟国として、国連決議に基づく制裁戦争に参加するこ
とが出来るといふのも、独立国としては当然でしょう。

次に新しく、「陸海空軍の指揮権」についての条文を置
くと共に、国家としての危機管理体制や緊急事態対処規定
を明記するという構成で、四カ条にわたり具体的な改正案
文が示されているわけでありませぬ。（大きな拍手続々）

憲法改正の今日的意義

評論家・元東大教授 西 部 邁



一、「平和を愛する諸国民」とは何か

私は憲法学者でも法学者でもありませんが、昨年八月、思い切って私なりの「憲法草案」というのを『文藝春秋』に書いてみたんです。その後で湾岸戦争が始まったのですが、私の『憲法草案』の中では、憲法九条の問題については簡単にしか触れておりません。独立した国家ならば、そして国際情勢がいつも平和であるとは限らないというのであれば、軍隊を持たなければならぬのは自明の理である。むしろ侵略戦争の拒否は明記しなければなりません。自国の防衛に軍隊を持つというのは、子供にだって分かることです。しかも、専守防衛といって、自分の国を守ることにだけに専念するというのは、大変悪い考えです。今の下ら

ない憲法においてすら、前文の第三段落に、「自国のことにのみ専念して他国のことは無視してはならない」のであって、これは普遍的な政治道徳である、というように書いてあります。したがってクウェートがどうなるかが、韓国がどうなるかが、日本は知ったことじゃないという考えかたはよろしくない。このように自明のことですから、ともかく軍隊は持たなければいけないし、世界のどこかで侵略戦争が行われた場合は、他国のことに対しても必要な行動を取らなくてはならない。いずれにせよ、国民の志として、世界から侵略戦争をなくすための戦争には、積極的に参加する義務があると言ったことを明確にしておいたわけです。

湾岸戦争についての評論活動をしておりました時に、憲法問題に関連して、驚くべき事態をあちこちで見ました。朝日新聞、毎日新聞などの社説その他に、また例によって

憲法前文の有名な平和主義の文言が、社説その他に再録され、したがってわが日本はアラブ問題に関する軍事行動は一切関与してはならないというんですね。

いわゆる平和憲法の前文というのは、非常に厄介な文章で、「平和を愛する諸国民」というのは、一体誰のことかと言うと、あの憲法草案がかかれた段階では、いうまでもなく連合国側のことを指していた。つまり、平和愛好勢力としての連合国軍側の公正と信義を信頼しておれば、日本国民は大丈夫だという文章です。ところで、チャーチルがフルトン^{*}で「鉄のカーテン」演説をやって、冷たい戦争が始まると言ったのは一九四六年です。その段階まで来ますと、平和を愛する諸国民の中にソ連は入らない。あっさり言えばアメリカの公正と信義を信頼しておれば、我々の安全と生存は大丈夫だというのが、平和憲法前文の意味である。その肝腎のアメリカが、日本の安全保障に関して、自分の国だけで負担するのはいやだと、十年以上も前から言い出している。それなのに、湾岸戦争という問題に直面しながら、なおかつアメリカの公正と信義を信頼して、という内容の文章をふりかざす憲法感覚の水準の低さには、本当に目を覆いたくなる状態であった。

また、もう一つびつくりしたのは、ある政府高官が、国連平和協力法の問題をめぐって、「憲法改正を論議したり、自衛隊の海外派遣を行ったりすると、それが蟻の一穴に

なって、せっかくの戦後四十五年間の繁栄日本の建物が崩れるかも知れない」という発言をされたことです。現行憲法第九条は両様に理解できる文面になっていますから、第一項で「国際紛争を解決する手段」というのは、パリ条約以来の国際法のある程度慣用化した理解から言うと、それは侵略戦争のことです。したがって、憲法第九条は侵略戦争を放棄しただけであって、第二項の「陸海空軍その他の戦力を持たない。交戦権を否認する」ということも、侵略戦争に限ったことであるという理解が、可能と言えば可能である。前文で華々しく、平和主義の謳い文句を立てた上で九条を持ってきて、しかも第二項で戦力は持たぬ、交戦権も否認とくれば、これは侵略戦争を否定し、自衛戦争は認めているけれども、しかしながら戦力は持たない。交戦権を否認して、前文で平和主義を謳歌しているということになると、これは絶対平和主義の憲法であると理解されても仕方のない面がある。そこから考えれば、現在の自衛隊も、日米安保条約という軍事同盟も、憲法違反容疑の濃厚な存在であると、私はずっと思ってきました。

その路線で考えれば、私達日本国民は、戦後自衛隊ができてから約四十年にわたって、日米安保条約も含め、憲法違反の恐れが多分にある軍事的な問題を継続してきたわけです。したがって、つづめて言えば、私達は今の憲法では国際情勢に対処して行けないので、憲法に対する拡張解釈、

*一九四六年三月五日、米国ミズリー州フルトンでのチャーチルの「鉄のカーテン」演説に対し、スターリンは「チャーチルこそ戦争挑発者」と反発した。

もしくはごまかし解釈を積み重ねながら、何とか軍事的に国際関係に対応して行こうというやり方を、日本国民の多数のいわば暗黙の了解の下に続けてきた。

ところが、国連平和協力法などというのは、自衛隊、日米安保条約に比べれば、軍事的にはほとんどプラモデルに等しいような話なのに、長い政治経験を持たれる方が、『蟻の一穴』発言をされるということは、日本人を極めて特殊な、箸にも棒にもかからない民族と見なした上での発言であると、私は理解せざるを得ません。(拍手)

二、今の憲法の最も悪い点

さて、現行憲法について、押し付け憲法であると解釈される方が、少なからずおられるでしょう。たしかに占領体制の下ですから、否応なしに押し付けられたわけですが、しかし、私が強調したのは、日本人が自主性・主体性をなくして、強引に押し付けられたというより、自分から推し頂いて、有り難く拝領したというのが、この憲法の受け止め方だったような気がします。憲法とは、言うまでもなく国家の根本規範ですが、それに関して主体性、自主性を持たずに振る舞ってしまうという、その点にこそ日本人の最も重要な問題が秘められている。したがって、湾岸戦争の問題も、その根本には法律上の規制としての憲法の制約

ところが、左のみならず右の方も、上も下も、主権在民とか民主主義と言われたら、誰一人反発できない崇高な概念として受け止められてしまっているわけです。そういう間違った根本には、民主主義という概念を安直に受け入れてしまったということがある。英語でいうデモクラシーは、もっと簡単な意味がなく、民衆の支配ということですから、民衆の多数派が賢明・聡明であるなら、デモクラシーの中からの政治がもたらされるであろうが、民衆の多数派が愚昧であれば、その多数参加の多数決というデモクラシーからは、衆愚政治より生まれません。こんなことはギリシャの昔から、ヨーロッパの少なくとも物事を真面目に考える人たちはずっと言い続けてきた。ヨーロッパ社会が日本やアメリカに比べて落ち着きがあるのは、デモクラシーを樂觀的に考えなかったからであると考えます。ところが日本は、戦争に負けたせいもありますが、アメリカンデモクラシーという概念を受け入れ、昭和の末年から平成の初めにかけての、世界史に残るのではないかと心配されるぐらいの衆愚政治状況が、むしろ民主主義運動の高まりとして評価される、という恥さらしの形で展開されてしまった。つまり、世界の地殻変動という危機的状況を、世界各国が深刻に受け止めている真つ最中に、日本人は『民主主義』という名の馬鹿騒ぎをやってしまったということです。そのつながりで、今度の湾岸戦争に対する、腑

というのを、あれこれ論じるのも大事とは思いますが、それ以上に国際情勢に対し、自らがいかにか主体的、自主的に対処するかという、根本的な構え方において欠如する所があった。その紛れのない反映として、世界に赤恥をさらすことになったのだと、私は考えております。

さて、私は今の憲法の最も悪い点は、スローガン風に言われている平和主義、民主主義ということだと思えます。一応平和主義については済んだことにして、次の民主主義の問題です。私が一番否定したいのは、現行憲法の主権在民の思想で、そもそも主権という概念は矛盾だらけなんです。皆さんのお子さんやお孫さんの教科書には、「主権とは、何物にも制限されることのない最高権力を言う」というように書かれております。もし私のような道徳的にも、認識的にも不完全な人間が、最高権力を与えられたら、当然くだらないことになります。自分のような不完全な人間は、伝統の知恵で制約されることによって、どうにかまっとうな人生が送れると考えています。個人の問題だけではなく、国民全体として考えても同じことで、国民が最高権力を手にして、思想の構え方として主張すれば、その行く手に待ち構えているのは、衆愚政治だけなのではないか。国民もまた、伝統の知恵によって制限されることで、どうにか国の根本規範を守ることができると考えるのが、常識としても論理としても正しいように思う。

甲斐のない、まことにだらしない対応が生まれてきたと考えたいと思います。(拍手)

三、『国民』の意味について

次に、主権だけでなく、国民とは誰のことかという、素朴な疑問について考えたい。少し噛みくだいて言いますと、現行憲法が施行されたのは、一九四七年五月ですが、当時生存していた人々のかなりの部分は、既に鬼籍に入られている。したがって、憲法ができてのちに、この世に生まれてきた若者もたくさんいる。何を言いたいのかというと、憲法は基本的には長時間にわたって存続するはずのもので、すから、常に世代交替が行われる。つまり、幾層もの世代を抱えて、初めて国民が形成されるわけです。日本人は、国民とは一九九一年五月に生きている一億二千万の人間だけと考えて、しかもその国民に主権があると考えるから、自分達の思い付きの意見とか、たまたまの欲望とか、行きがかりの行動とかを、国民の主権として押し出してしまいうことになる。したがって、国民という言葉は簡単に使うべきではなく、少なくとも憲法上という国民は、日本の長い歴史に存在し、今も存在し、これからも存在するであろう沢山の人々を指して言う言葉なんです。他の言葉を使えば、国民とは日本の歴史上の総国民のことだと考えるべきで

しよう。そして、主権ということを使うならば、その総国民が歴史と伝統の中で残した、いくつかの重要な知恵によって助けられなければならないということになります。先程述べたように、だからこそ我々はその知恵によって制約されなきゃいけないと思うのです。(拍手)

その一つの応用問題として言うと、現行憲法第一条には天皇のことが書かれており、その後半には、「天皇の地位は、主権の存する国民の総意による」とあります。そこで、国民の総意が天皇の地位をも決めるのだから、これは民主主義なり、共和主義の宣言であるというように、三島由紀夫氏も考えた。たしかに、天皇の地位は、主権の存する国民の総意に基づくとあれば、国民の総意が上位にあつて、天皇の地位すら左右できるという考え方につながつてしまふ。しかし、先程のように考えれば、国民の総意とは日本の歴史が残した歴史上の総国民の伝統的精神を指しているわけで、そうした視点からすれば、第一条の解釈は簡単でありまして、天皇の地位は日本の伝統の精神に基づく解釈すべきである。だからこそ、第二条の天皇の地位は世襲によるということも、三島由紀夫氏が言つたように、これは君主制の宣言である。したがつて、第一条と第二条の間には、越え難い溝があるという解釈をしなくてもすむわけです。つまり、日本の伝統的精神が天皇の地位を決め、さらに世襲を定めたと解釈すれば、矛盾は解消すると思ふ。



●特別講演

自主憲法制定は当たり前

——自民党よ、なぜ憲法を改めないのか

政治評論家 細川隆一郎

今日は司会の清原事務局長から、あまり自民党の悪口を言うてくれるなど、きびしい言論弾圧を受けておりますが、憲法によって言論の自由が保証されておりますので、いかなる弾圧にも屈せず(笑声)、憲法改正に熱意を示さない自民党をやつつけます。(拍手・笑声起こる)

さて、自由民主党は何のためにできたか。昭和三十年十一月十五日に、日比谷公会堂で自由民主党が結党されました。その頃は、自由党と民主党という二つの保守政党があり、自由党は吉田茂、民主党は鳩山一郎がそれぞれの政党の総裁だったわけです。この民主党に三木武吉さんという方がおりまして、日本も独立をしたのだから、それにふさわしい体制にしなければならぬ。占領憲法を改めるのは当たり前であると考えて、自由、民主両党に働きかけ保守合同をいたしました。保守合同の目的は六つか七つありま

むしろ天皇制の問題よりも、「国民」という言葉を安易に吐くことによつて、日本の歴史というものに対する過小評価が生まれてしまった。その結果、現在の欲望とか意見とか行動とかが、最大限にふくらまされて、衆愚政治という形の民主主義がもたらされてしまったのだと、このように考えなければいけないと思ふのです。(拍手)

そのように考えますと、今の憲法は枝葉末節の所で改正するのではなく、平和主義、民主主義という根幹に拘わる部分で、新しい解釈を提示するなり、根本的に改革するなりしなければいけない。(拍手)

したがつて、これから必要なのは、国民世論に対して、平和と民主主義を中心しながら、根本規範に関する取り組みが根源的な所で歪んでいる、あるいは表面的、きれいごと過ぎることを、理解させることです。

政治家だけじゃなく、学者も、その他の人もそうですが、憲法について論じること、ましてや、その改正について論じることをタブーにすることが、一番の弊害ですね。私達は勇を鼓して、学校のクラスでも、そのあたりのサークルでも、折りにふれてちゃんとした憲法論議をやつて行くことが必要です。また、憲法論議を通じて、日本人の思想とか、歴史観とか、さらには人生観までふくめて論じて行く。そうしたことの重要な手掛かりとして憲法問題があるのだというように考えております。(盛んな拍手起こる)

したが、その中の最重要問題が自主憲法の制定です。つまり、「現行憲法の自主的改正を図り、占領諸法制を再検討し、国情に即してこれが改廃を行う」ということです。

ところが、中曽根自民党総裁の時、昭和六十年十一月十五日に結党三十周年を記念する大会が行われました。その時に、自主憲法制定という党是がどう直されたかと言いますと、「民主主義、基本的人権の尊重を堅持しつつ、時代の変遷に即し、現行憲法の改正につき、検討を進める」となつております。結党の際の党是には、「現行憲法の自主的改正を「図り」とあつたのに、三十年たつたら「検討を進める」に後退してしまつた。こんな馬鹿な話がありますか。これは初心を忘れたということです。(大拍手起こる)

しかも、検討を進めると言いながら、何ひとつ検討していないじゃありませんか。自民党の代議士たちは一体何を

やっているんだ！ われわれは税金を払っているんです。税金は納めるものじゃない、払うものですよ。納税の義務ではなく、支払う権利があるんです。だから憲法改正を要求する権利もあるんです。(拍手)

大体、今日のこの壇上に、いちいち名前はあげませんけれど、何人かの元総理が駆け付けなければおかしいんです。一国の総理たる人物は、深沈にして重厚でなければなりません。深沈重厚とは、静かに、どっしり座ってものごとを考えるということです。それが宰相たる者の具備すべき大事な要件の一つです。そうでなければ、国家百年の大計は樹てられません。しからば国家百年の大計とは何か。とりあえず時代遅れの今の憲法を改めること、つまり、自主憲法の制定じゃありませんか。(大拍手起る)

私は社会党以下は問題にしません、自由を愛するからこそ、自由民主党に対してあえて苦言を呈しているんです。大切な自由を守るために、日本という国を健全に発展させるために、自民党よ、しっかりやれと、ひたすら愛の鞭をふるっているんです。(拍手)ただ、悪口を言っているわけじゃありません。しかし、自民党の悪口を言うなど頼まれたから、この程度で我慢しているんです。(笑声)

今の憲法がかかえている矛盾はいろいろありますが、学問的な批判は憲法学者に譲って、一つだけ言わしてもらいましょう。私は昭和二十一年当時は毎日新聞の記者でした。

仲間外れということとは、つきあってくれる国がなくなるということです。貿易ができなくなるといことです。それは滅亡の第一歩じゃないですか。商売をしていますが、お客さんが来なければ成り立ちません。個人でも国家でも一人だけでは生きていけないんです。だからこそ、お互いの間には思いやりが必要だというのが、二千五百年前の孔子の言われた「仁」の思想ではありませんか。

日本は自分勝手なことをして仲間はずれにされてしまつた。これから二十年ぐらいは経済大国で生きていけるかも知れないが、世界の識者が口を揃えて指摘しているように、その先はどうなるか分かりませんよ。そうであるとすれば、現状をどう認識すべきか。現状は正に、現行憲法を押し付けたマッカーサーの、日本滅亡の目的が湾岸戦争の結果によって実現したということです。(大拍手)

では、滅亡を避けるにはどうしたらいいか。自主憲法の制定以外にないじゃないですか。(大拍手)とするならば、自民党の総裁は外遊などはとりやめ、こういう大会には率先して顔を出して、自らの国家再建の哲学と理想を述べるべきではないですか。(その通り)の声、拍手起る

岸信介元総理がお元気なころ、この大会が明治神宮で行われました。その時と、四、五年前にもこの席に呼ばれたことがあります。今度またご縁があって、やって参りましたが、ただの一度も総理大臣は来ておりません。そんなこ

その年の二月十三日に、占領軍総司令部から麻布市兵衛町の外相官邸で憲法改正に関するマッカーサー草案を押し付けられました。これを受諾しなければ、天皇のお身柄も保証できないと脅かされたわけです。また、休憩になった時に中庭に出た白洲次郎外相秘書官が、GHQのホイットニー准将から、「われわれは原子力エネルギーで暖をとっているところだ」と、暗に広島・長崎の原爆の恐ろしさを思いださせられるような話をされたという記録もあります。そういういきさつのある憲法である。その憲法を初めて新聞社で読んだ時に、これはいかんなと思いました。だから、私はその時からの憲法改正論者であります。占領憲法は捨てるという立場を崩しておりません。(盛んな拍手)

皆さん、日本を完全に滅ぼし、日本国民を滅亡させるために、マッカーサーはこの憲法を作ったのじゃないですか。(そうだ)の声、方々で拍手)そしてこのたびの湾岸戦争では、憲法九条にしばられてマゴマゴしている間に、すべて終わってしまったじゃないですか。世界各国から仲間はずれにされてしまったじゃないですか。よく日本は世界の孤児だという人がいますが、孤児じゃありません。孤児とは幼くして両親を失いし者のことです。つまり、両親がいなければならぬ。アメリカが親父でイギリスが母親ですか。これは冗談にもなりませんよ。だから孤児じゃなく、仲間はずれになつたんですよ、日本は。(場内シンとする)

とで、これからの日本がうまく行くでしょうか。(拍手)いつも申し上げるように私は首相公選論です。東京都知事を都民が選ぶならば、総理大臣は全国民の投票によって選んだらよろしい。それならば憲法を改正して、国民投票の制度に改める以外にないじゃないですか。(拍手)

そこで、問題の第九条です。外にもたくさんありますが、今日は第九条に焦点を絞ることにしましょう。結論から言えば第九条は直せばいいんです。一九四八年(昭和二十三年)にできたイタリア共和国憲法を見てごらん下さい。

「第十一条、イタリア国は他国民の自由を侵害する手段として、及び国際紛争を解決する方法としての、戦争を否認し、他国と互いに均しい条件のもとに、諸国家の間に平和と正義とを確保する秩序にとって必要な主権の制限に同意し、この目的を有する国際組織を推進し、助成する」と、こうありまして、それを受けて第五十二条に、「祖国の防衛は市民の神聖な義務である」と、明確に書かれております。(拍手)ところが、日本国憲法の第九条は陸海空三軍は持たないというんです。それを拡大解釈して今日まで来ているから、すっかりわけが分からなくなっているんです。

もう一度繰り返しますが、日本が新しい世紀に向かって生き延びるためには、自民党の党是である憲法改正、自主憲法制定以外にはないということを強く申し上げ、本日の締めくくりにいたしたいと思います。(盛んな拍手続く)

大会決議

- 一、先の湾岸危機に際し、諸外国が国連安保理事会の決議に従い迅速に協力したのに対し、わが国は、長い論議の末に法案も通らず、九十億ドルの支援承認も湾岸戦争が決着したのちで、世界の不評を買った。これも、日本が占領下に作られた植民地なみの憲法を持つためである。
- 一、政治改革・国会改革は、国民がひとしく望むところである。我々は、国民の政治不信を払拭するべく、国会および政党にたいし、昨年にかけて「国会の章」の各条項の欠陥を指摘し、ここに、国会改革・政治改革についての具体的な改憲案を提案する。
- 一、我々は、現行憲法が、独立国の体裁をなしておらず、また日進月歩の時代にあって戦後四十数年も改正されなため、随所に不都合があることを具体的に啓蒙してきた。政府、国会、各政党が、憲法論議を高めて、積極的に改憲運動に取り組むよう求める。

右決議する。

平成三年五月三日

第二十二回自主憲法制定国民大会

(大会決議)

司会者 次に、大会決議に入りたいと思います。では決議案の朗読を、大会運営委員の山本幸彦さんをお願いいたします。

(上掲の大会決議案文を、力強く読み上げる)

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することに、ご異議ありませんか(盛大な拍手) ありがとうございます

うございました。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、後日、当団体の木村睦男会長から自由民主党本部へご伝達を頂きたいと思っております。

(歓声・大拍手続く)



●閉会の辞

ますます憲法論議を深めよう!

大会運営委員・前参議院議員

堀江正夫

いよいよ閉会にあたりまして、主催者を代表して一言お礼、ご挨拶を申し述べたいと思います。(拍手)

本日は最後まで、長時間にわたりまして、熱心にご清聴、ご協力を頂き、本当に有り難うございました。心より厚くお礼申し上げます。(拍手)

お聞き及びの通り、諸先生がたから力強いご意見、問題の本質を衝いたご見解の表明があり、さらにこの一年間にわたり、ご検討頂きました現行憲法の改正案につき、竹花光範先生から懇切なご説明がございました。そして、本大会決議案も、満場一致でお決め頂きました。自主憲法制定という大きな目標に対する、皆様がたのご熱意と、ひとかたならぬご協力に對しまして、重ねて厚くお礼申し上げます。次第でございます。有り難うございました。(拍手)

私は、日本がこれからも平和で、かつ豊かであるためには、二つの問題をクリアしなければならぬと考えてお

ります。一つは国際貢献の問題でございます。最近やかましく取り沙汰されておりますように、世界の平和維持のためには、わが国が自衛隊の海外派遣をきちんと認めなければならぬということです。(拍手) もう一つは、何かにつけギクシャクしがちなアメリカとの信頼関係を修復しつつ、しっかり維持して行くことが必要だと思います。そのためには、現行憲法を見直し、日米安保条約を片務的なものから双務的なものにしなければなりません。アメリカの有事は即日本の有事ということで、初めて対等の立場になり、本当の信頼関係が結ばれるのだと思います。(拍手)

本日はまことに有意義な集いを持たせて頂きました。決議の趣旨に則りまして、せっかく盛り上がりだした憲法論議をますます深め、民族の悲願とも申すべき憲法改正への啓蒙運動に、皆様と共にますます挺身して参りたいと、念願してやまない次第でございます。(大きな拍手続く)

盛会 御礼

去る五月三日、千代田区公会堂にて開催いたしました「第二十二回自主憲法制定国民大会」は、終始熱気溢れる満席の盛況裡に、無事終了いたしました。

これも、心ある皆様方の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より厚く御礼申し上げます。

なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成三年六月吉日

主催 自主憲法制定国民会議

会長 木村 睦 男

理事長 森下 元 晴

主催者、役員一同

主催 自主憲法制定国民同盟

会長 木村 睦 男

推進委員長 戸塚 進也

常任理事、役員一同



▲開会準備に早朝から忙しい。

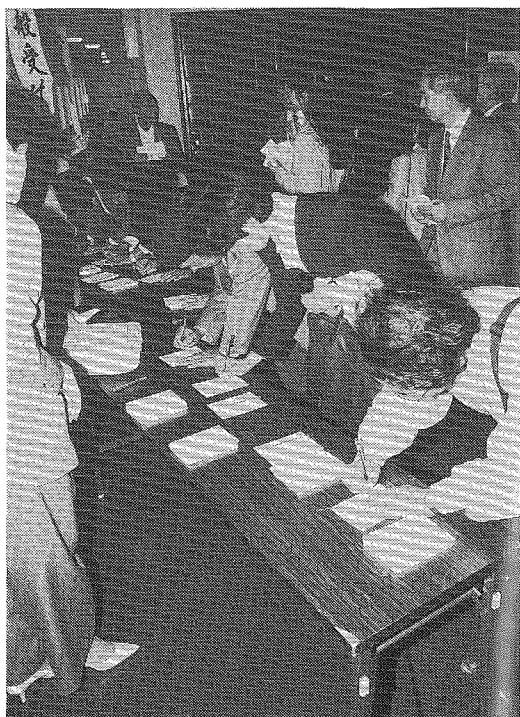
編集 後記

▼五月三日の大会は、昨年と同じく千代田区公会堂にて開催しました。

この日は、大型連休の中日なので、どの程度聴衆が来られるか心配しましたが、開会前から参会者が続々と詰めかけ、会場もほぼ満席となり、大会が五十分も延長されたに係わらず帰る人も少なく、主催者一同、自主憲法制定運動へ寄せる国民の皆様への関心の深さに感動いたしました。

▼また、大会参加者も、若い人の比率が年々増え、今年も、参加者の約八割が若い人々で、学生さんが熱心にメモをとる姿もあり、若い方々もいよいよ目覚めてきたかと頼もしく、大いに意を強くいたしました。

▼大会は、前記の記録にありますように、登壇者それぞれに熱意あふれる挨拶、講話、発表があり、特に、特別講演のお一人、細川隆一郎先生のお話は自民党への厳しい注文の中にもユーモアがあり、盛んな拍手を



浴びました。また、西部邁先生の御

講話は、社会的見地からの改憲論で論理整然、説得力がありました。

竹花先生の改憲案発表も、短い時間の中で懇切な解説をされました。

▼当団体は、毎年四〜五カ条の改憲案を発表し、これまでに三十五ほどの具体的な改憲案を発表しておりますが、今年も昨年に続き国会の章の改正案五カ条と、湾岸戦争を機に第九条の関心が高まったので、その全面改正案四カ条を発表しました。詳細は冊子をお読み下さい。(清原)

憲法 第二十二回国民大会報告書

発行日 平成三年六月二十五日

編集 事務局長 清原 淳 平

発行所 自主憲法制定国民会議

〒104中央区八重洲二六一六

北村ビル3F

電話 三五〇二一五〇四一

番 振替 東京六一〇二二八七九

定 価 三百三十円(送料七十二円)



▲今年も青年や、若い女性の参会者が多い。



▲閉会の言葉にも熱がこもる、堀江正夫大会運営委員。



▲改憲の具体案を発表する、竹花光範教授。



▲諄々と改憲の意義を説く、西部 邁講師。



▲自主憲法制定は当たり前と、細川隆一郎講師。

- ▶右①、会場にはTV報道陣もつめかけた。
- ▶右②、改憲への決意をこめて万歳三唱。
- ▼左下、万歳三唱の音頭をとる、古川丈吉大会運営委員。



▲大会決議案は、満場一致で採択されたあと、自民党本部に伝達のため、木村会長に手渡された。